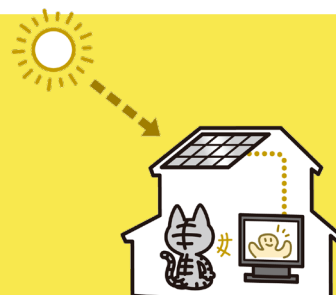




かながわ
消費生活

注意・警戒情報

太陽光発電システムなどの 点検商法に注意！



相談事例



- 「太陽光発電システムの点検が義務化された（※）」と説明を受け、よく分からず承諾してしまった。義務化は本当か。
- 太陽光パネルの点検をすると突然訪問を受け、点検後に高額な工事が必要と言われ契約したが、実際には不要な工事だった。
- ◆ 「点検商法」とは、点検と称して来訪し、交換や修理が必要と不安をあおり、契約させる商法のこと。



- お盆の帰省時に、実家で不審な契約書がいくつも見つかるといったケースもあります。
- 不審な電話や訪問があったときの対処やルールを、家族で確認しておきましょう。

これって点検商法！？と思ったら・・・

- ☑ 事業者から「義務」や「無料」と言われても安易に訪問や勧誘を受けず、本当に必要な点検かよく確認しましょう。
- ☑ 契約をする前に、複数の事業者から見積りを取り、金額等をよく比較しましょう。

（※）太陽光発電システムの点検については、以下の専門機関が注意喚起を行っています。
事業者の説明をうのみにせず、制度などをよく確認しておきましょう。

- 一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）
「住宅用太陽光発電設備の点検の勧誘にご注意ください」



契約に関するトラブルについては、消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン
トラブルで困ったときはお電話を！

局番なし
188番

ご自由にコピー・回覧していただき、消費者被害の未然防止にお役立てください。
まとまった部数が必要な場合は、事前に消費生活課（045-312-1121）へお問合せください。



国民生活センター
公式LINE
はこちら▶▶▶



高齢者のための消費者被害特別相談(無料)を実施します!!

～商品やサービスに関する契約トラブル、悪質商法などの被害でお困りの方はぜひご相談ください～

日 時： 令和7年9月16日(火)～18日(木) 9時30分から17時まで

対 象： 神奈川県内に在住・在勤・在学 の60歳以上の方

詳細はこちら↓

相談方法： 電話 045-311-0999 (相談専用) (※)

(※) 耳の不自由な方は、来所による筆談、遠隔手話通訳サービスをご利用いただけます。その場合の相談受付は16時まで。



場 所： かながわ県民センター6階 かながわ中央消費生活センター（横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2）

～高齢者のあいだで増加している相談事例～



- 「2時間後に固定電話が利用できなくなる」という電話があり、慌てて聞かれるがまま氏名等の個人情報を伝えてしまった。
- 割安な健康食品を1度限りのお試しのつもりで購入したが、高額な定期購入のコースを契約していた。
- 「給湯器を無料で点検している」と訪問があり、交換が必要と言われたが、実際は、契約しているガス会社の定期点検ではなかった。

参加者
募集中

インターネット被害未然防止講座

インターネットの危険性や使用する際の注意点などを、わかりやすく学べる「インターネット被害未然防止講座」を実施します。インターネット上のトラブルに巻き込まれないために、その危険性や注意点を学んでみませんか。

インターネット被害未然防止講座

- 各日2回実施
- 午前、午後は
同内容で実施



詳細はこちらから！

日程		場所	各回 定員
9月	13日(土)	神奈川ビューティー&ビジネス専門学校 (川崎市川崎区)	20名
10月	4日(土)	相模原ビジネス公務員専門学校 (相模原市中央区)	20名
	25日(土)	湘南歯科衛生士専門学校(平塚市)	20名
11月	8日(土)	横須賀法律行政専門学校(横須賀市)	20名
	15日(土)	崎村調理師専門学校(小田原市)	20名
12月13日(土)		情報科学専門学校(横浜市神奈川区)	40名

1人に1台のノートパソコンで
ネットトラブルを疑似体験
できるニャ！



申込み・問合せ先 ■NPO情報セキュリティフォーラム「インターネット被害未然防止講座」係
電 話：045-311-8777 FAX：045-311-8747



困ったときは、
一人で悩まず
地元市町村の
消費生活相談窓口へ

くらし安全防災局
くらし安全部消費生活課
相談第二グループ
かながわ中央消費生活センター



消費生活課 HP



X(旧 Twitter)